

愛媛県教職員選賞規程及び愛媛県教職員報賞規程の
一部改正（案）の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、平成28年4月1日から新たな学校の種類として「義務教育学校」の制度が設けられることとなったことに伴い、標記告示の一部を改正するものである。

【法概要】

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を、新たな学校の種類として制度化したもの（平成28年4月1日施行）

2 改正内容

① 愛媛県教職員選賞規程の一部改正

- ・選賞の対象に義務教育学校の教職員を加える。

② 愛媛県教職員報賞規程の一部改正

- ・報賞の対象に義務教育学校の教職員を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第17号

愛媛県教職員選賞規程（昭和24年12月愛媛県教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行するものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局、愛媛県教育委員会及び義務教育学校に現に勤務している教職員で、次の各号の<u>一</u>につきその成績が特に<u>優れたもの</u>のうちから、教育委員会がこれを選賞することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>第1条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局、愛媛県教育委員会及び愛媛県内の公立小・中学校に現に勤務している教職員で、次の各号の<u>一</u>につきその成績が特に<u>すぐれた者</u>のうちから、教育委員会がこれを選賞することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

議案説明

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が施行されることに伴い、この告示の一部を改正しようとするものである。

議案第18号

愛媛県教職員報賞規程（昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行するものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井 上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）<u>並びに愛媛県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校</u>に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>第1条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）<u>愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）及び愛媛県内の公立小・中学校（以下「小・中学校」という。）</u>に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

議案説明

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が施行されることに伴い、この告示の一部を改正しようとするものである。